

報道関係者 各位

湯沢町役場総務部総務課

湯沢町職員の不祥事（公金の横領）及び懲戒処分について

当町職員による公金の横領が令和8年3月26日に発覚し、令和8年3月30日付けで関係職員の懲戒処分を行いましたので、次のとおり公表いたします。

記

1 被処分者及び処分内容

【当該職員】

会計室 会計係長 60歳 免職

【管理監督者】

会計室 室長 60歳 減給10分の1 3か月

2 処分年月日 令和8年3月30日

3 事案の概要

当該職員は、令和6年秋頃から令和8年3月までの期間に、担当業務において取り扱っていた現金の一部である公金 6,420,900 円を金庫から無断で持ち出し、私的に使用していた事実が確認されました。

この行為は、地方公務員法第29条第1項第1号（法令等違反）及び同項第3号（信用失墜行為）に該当するため、当該職員を免職処分としました。

また、管理監督者については、指導監督に適正を欠いていたことから、地方公務員法第29条第1項第2号（職務怠慢）に基づき減給処分としました。

4 その他

今回の事案の責任を踏まえ、町長、副町長の2名についても処分を検討しております。

また、刑事告訴についても検討しております。

【お問合せ先】

湯沢町総務部総務課（河原田）

電話：025-784-3451

FAX：025-784-1818